



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

去る 10 月某日、毎年恒例のベイヒルズグループでの社員旅行が開催されました。今年は横浜の野島公園にてモルック大会とバーベキュー



です。モルックとは、ボウリングとダーツを合わせたような、円筒状の棒をピンに投げ当てて得点を競う競技です。単純なルールなので、初心者同士でも白熱した試合を楽しむことができました！午後はそのまま園内のバーベキュー会場へ。天候にも恵まれ、普段業務上かかわりの少ない部署の方々ともお話しする機会となり、十分に楽しむことができました！

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。(事務員 S)

2025 年 4 月保育所入所申込み分就労証明書記載の留意点

◆「落選ねらい」問題に対応

育児休業を延長する目的で、あえて競争率の高い保育所に申し込む「落選ねらい」や、内定辞退者による真に保育を必要とする方が保育所等を利用できないといったケースが問題視され、対応が求められていました。

こうした問題への対策として、9 月 30 日に就労証明書の新様式が定められ、10 月 1 日より順次開始されています。

◆様式の変更点

新様式では、次の 5 つの記載欄が追加されました。

- ① 入所内定時育休短縮可否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間(予定を含む)
- ④ 備考欄

⑤ 保護者記載欄(児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄)

また、自治体によっては夜勤に関する状況を別紙で提出することができ、就労証明書と同様に企業に記載を求めているところもあります。

◆育児休業給付金の支給期間延長の要件と手続きも見直し

上記の「落選ねらい」対策として、2025 年 4 月 1 日からは育児休業給付金の支給期間の延長手続きも見直され、従業員が記載する申告書と保育所等の利用申込書の写しも、ハローワークに提出することとなります。

また、支給要件として、市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであることも、必要となります。

2025 年 4 月 1 日以後に育児休業に係る子が 1 歳に達する場合または 1 歳 6 カ月に達する場合に適用されますので、該当する育児休業取得者に案内しておくとい良いでしょう。

【官報(令和 6 年 9 月 30 日号外第 227 号)「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 84 号)」】

【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 47 号)】

児童手当制度が変わりました

◆児童手当の変更

2024 年 10 月 1 日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるものです。改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

◆改正のポイント

①支給対象の拡大
改正前 児童手当は中学生までが対象
改正後 2024 年 10 月 1 日からは高校生年代(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)も支給対象
②所得制限の撤廃
改正前 所得制限あり
改正後 撤廃
③支給額の増額
子供 3 人以上の多子世帯に対して、さらに手厚い支援を実施。第 3 子以降の児童は全て月額 3 万円に増額。 ≪子どものカウント方法も変更！≫
改正前 18 歳到達後の最初の年度末までの子ども
改正後 22 歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする
④支給時期の変更
改正前 年 3 回
改正後 隔月(偶数月)年 6 回
⑤申請手続きの注意点
今回の改正により新たに児童手当の給対象となる方は、2025 年 3 月 31 日までに市区町村へ申請を行うことで、2024 年 10 月分からの児童手当を受給することができます。

申請を忘れてたり遅れたりすることのないよう、今回の改正についてお知らせするとともに、早めの手続きを呼びかけるとよいですね。

【子ども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当」】

11 月の税務と労務の手続 【提出先・納付先】

11 日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15 日
○所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出(10 月 31 日の現況) [税務署]

12 月 2 日
○個人事業税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]

○所得税の予定納税額の納付
<第 2 期分> [郵便局または銀行]

○健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]